

図表 3 6 県内地方自治体の奨学資金制度（令和7年度。ただし、特定分野の人材確保等、目的及び対象者を限定した制度を除く。）

奨学資金制度名	対象者	月額（円）	貸与・給付の別	貸与（給付）資格	その他	担当課			
富山市 奨学資金	高校生	授業料と高等学校等就学支援金との差額（自己負担）相当分で、月額9,900円を限度とする。 市の奨学資金と高等学校等就学支援金の合計額が、月額 19,800円以内となる範囲で支給する。	給付	・私立高等学校に在学している人（専攻科を除く） ・富山市に居住している世帯に属する人 ・学費の支弁が困難な人	他の奨学金との併用不可。	教育委員会 学校教育課			
	高等専門学校生	15,000～25,000	貸与	・国（国立大学法人）、地方公共団体及び学校法人が設置した大学（短大、大学院を含む。）、高等専門学校、専修学校（修業年限が2年以上の専門課程に限る。）高等学校の専攻科に在学している人 ・富山市に居住している世帯に属する人 ・学費の支弁が困難な人	公立と私立、自宅通学と自宅外通学で金額が異なる。 他の奨学金との併用不可。				
	高校生（専攻科）								
	専修学校生（専門課程）								
	大学生・短大生								
大学院生	35,000～47,000								
高岡市 奨学資金	高校生 高等専門学校生	8,000	給付	・経済的理由により修学困難な者 ・高岡市に住所を有する者又は就学のため市外へ住所を移した者でその家族が高岡市に住所を有する者 ・品行方正、身体強健、成績優秀、志操堅固な者	他の奨学金との併用不可。	教育委員会 教育総務課			
高岡市人づくり 奨学資金	専修学校生（専門課程）	(国公立)年額 400,000 (私立)年額 700,000	貸与	・保護者が高岡市に住所を有すること ・学業成績が優秀であり、かつ学費の支弁が困難な者 ・他の奨学金制度を利用していないこと (返還を要しない給付奨学金制度及び授業料減額免除制度を除く)	卒業後、高岡市に住所を有するなど一定の条件を満たせば年間返還額の一部を申請により減免できる場合あり。	教育委員会 教育総務課			
	短大生								
	大学生	(国公立)年額 500,000 (私立)年額 700,000							
	大学院生								
たかおか 奨学資金	大学生 大学院生	(国公立)年額500,000 (私立)年額700,000	貸与	・市内に所在する大学又は大学院（地元大学等）に市外から進学し、在学している者 ・地元大学等を卒業又は修了した後、本市に居住する意思を有する者 ・地元大学等から学業成績等優秀者として推薦がある者 ・他の奨学金制度を利用していないこと（返還を要しない給付奨学金制度及び授業料減額免除制度を除く）	卒業後、高岡市に住所を有するなど一定の条件を満たせば年間返還額の一部または全部を申請により減免できる場合あり。	教育委員会 教育総務課			
魚津市 奨学資金	高校生	13,000	貸与	・本人又は保護者が魚津市に住所を有する者 ・学費の支弁が困難である者 ・学修に意欲があり、学業を確実に修了できる見込みのある者 ・在学している学校長の推薦があること	他の奨学金との併用不可。	教育委員会 教育総務課			
	高等専門学校生	(1～3年生) 13,000 (4～5年生) 40,000							
	専修学校生	(高等課程) 13,000 (専門課程) 40,000							
	大学生・短大生	40,000							
	大学院生								
氷見市育英資金	高校生	～15,000	貸与	・高等学校若しくはこれに準ずる学校又は大学若しくはこれに準ずる学校に在学していること ・優れた学生又は生徒であること ・経済的理由により修学が困難な者であること ・保護者等が市の区域内に住所を有すること ・在学した学校又は現に在学する学校の校長の推薦があること ・（独）日本学生支援機構の学資金若しくは、富山県奨学資金の貸与又は母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づく修学資金の貸付けを受ける者でないこと	他の奨学金との併用不可。	教育委員会 学校教育課			
	専修学校生	(高等課程) ～15,000 (専門課程) ～45,000							
	高等専門学校生	(1～3年生) ～15,000 (4,5年生) ～45,000							
	大学生・短大生	～45,000							
	大学院生								
	専修学校生								
	専修学校生								
滑川市奨学金	高校生 高等専門学校生（1～3年生） 高等専修学校生 中等教育学校生（後期課程）	年額 200,000	給付	・市内に住所を有する世帯に属する者 ・学業成績又は教科以外で大変優れた成果を収めた者 ・学費の支弁が困難であること ・出身学校長または在学する学校長の推薦がある者		教育委員会 教育総務課			
	高等学校専攻科 高等専門学校 専修学校生（専門課程） 短大生 大学生 専門職大学生 大学院生	(県内) 20,000 (県外) 40,000	貸与	・市内に住所を有する世帯に属する者 ・学業成績が優秀であること ・学費の支弁が困難であること ・修学の意欲がある者 ・出身学校長または在学する学校長の推薦がある者					
	高等学校専攻科 高等専門学校 専修学校生（専門課程） 短大生 大学生								

奨学資金制度名	対象者	月額（円）	貸与・給付の別	貸与（給付）資格	その他	担当課
黒部市 奨学資金	高校生・高等専門学校生	17,000	給付	・給付：高等学校（高等専門学校を含む。）に在学する者 ・貸付：大学（短期大学、専修学校及び大学院を含む。）又はこれに準ずる学校に在学する者 ・市民であること（学業のため市外へ転出している者を含む。） ・学費の支弁が困難と認められる者 ・学業優秀、品行方正、健康	高等専門学校3年生まで	教育委員会 学校教育課
	短大生	20,000、40,000、 60,000から選択	貸与		卒業後、黒部市に住所を有するなど一定の条件を満たせば年間返還額の一部を申請により補助する制度あり。	
	専修学校生（専門課程）					
	大学生					
	大学院生					
	短大生	20,000、40,000、 60,000から選択	貸与（医療介護枠）	・貸付（医療介護枠）：高等学校専攻科、大学（短期大学、専修学校及び大学院を含む。）又はこれに準ずる学校に在学し、医療介護教育を受けている者 ・市民であること（学業のため市外へ転出している者を含む。）	卒業後、黒部市の医療介護事業所等で就労するなど一定の条件を満たせば年間返還額の一部を申請により補助する制度あり。	
	専修学校生（専門課程）					
	大学生					
	大学院生					
	砺波市 奨学資金	高校生	15,000	貸与	・市内に住所を有している世帯に属する者であること ・品行方正であって修学の意欲があること ・学業成績が優秀であること（専修学校（専門課程）、大学、大学院又はこれらと同程度の学校に在学する者に限る） ・学費の支弁が困難であること ・高等学校以上の学校に在学すること ・在学した学校長又は現に在学する学校長の推薦があること ・他の奨学資金の貸与を受けていないこと	
専修学校生		40,000				
大学生・短大生						
大学院生						
砺波市 下妻夫 神奨学基金			高校生			15,000
	専修学校生・ 大学生・短大生・ 大学院生	40,000	上記の他 ・学業成績が優秀であること ・高等学校以上の学校に在学すること			
小矢部市 奨学資金	大学生・短大生・ 専修学校生（専門課程）	20,000、30,000、 40,000から選択	貸与	①市内に住所を有する者又は就学のため市外に住所を移した者でその者の父母家族が市内に住所を有する者 ②学費の支弁が困難である者 ③身体強健かつ品行方正であって学業成績が優秀である者 ④在学した学校長又は現に在学する学校長の推薦がある者	・他の奨学資金との併給可	教育委員会 教育総務課
南砺市 奨学資金	高校生・高等専門学校生（専攻科を含む）（自宅）	15,000以内	貸与	・保護者が市に住所を有していること ・健康かつ品行方正であって学業成績が優秀であること ・学費の支弁が困難であること ・高等学校、高等専門学校（専攻科を含む）、専修学校、短期大学又は大学（大学院を含む）に在学する者であること ・在学した学校長又は現に在学する学校長の推薦があること	大学・高校等の在学中に奨学金の貸与を受けた者で、令和5年4月1日以降に奨学金の返還を開始する者に対して、要件を満たせば、市内就職者へ返還金の相当額（月額2万円を限度）、市内就職者に該当しない者へ返還額の1/2以内の額（月額1万円を限度）を補助する制度あり。（令和5年度より新設・同市南砺で暮らしません課にて実施）	教育委員会 教育総務課
	高校生・高等専門学校生（専攻科を含む）（自宅外）	30,000以内				
	専修学校生（専門）	40,000以内				
	短大生					
	大学生（大学院生を含む）					
射水市 奨学資金 （一般奨学資金）	専修学校生（専門課程） 短大生・大学生・大学院生	（自宅通学）40,000以内 （自宅外通学）50,000以内	貸与	・市内に住所を有する世帯に属する者 ・学費の支弁が困難である者 ・学業成績が優良である者 ・在学した学校長又は現に在学する学校長の推薦があること	①射水市内に定住し、かつ、市内に本社等がある企業に勤務した場合など一定の条件を満たした場合、返還免除あり。 ②県外の大学に進学した自宅外生で卒業後就職し、射水市内に定住される方には返還の一部を助成する制度あり。	教育委員会 学校教育課
舟橋村 奨学資金	高校生	10,000	給付	・舟橋村民であること。 ・品行方正であって学業成績が優秀であること。 ・学費の支弁が困難であること。 ・高等学校以上の学校に在学すること。 ・在学した学校長又は現に在学する学校長の推薦があること。		教育委員会 学校教育係
	大学生	30,000				

奨学資金制度名	対象者	月額（円）	貸与・給付の別	貸与（給付）資格	その他	担当課
上 市 町 奨 学 資 金	高校生	5,000	給付	・学校等（学校教育法に規定する高等学校、大学、高等専門学校、短期大学、専修学校の修業年限2年以上の高等課程及び専門課程）に在学する者 ・本人又はその保護者が町の住民基本台帳に記録されていること ・本人又はその保護者が町税を滞納していないこと ・経済的理由により修学に困難があると認められる者 ・品行方正で、修学意欲があり、かつ、勉学に励んでいると認められる者	（貸与）卒業後、上市町に住所を有するなど一定の条件を満たせば年間返還額の一部を申請により減免できる場合あり。	教育委員会事務局
	高等専門学校生	(1～3年生) 5,000				
		(4,5年生) 8,000				
	短大生(専修学校専門課程を含む。)	8,000				
	大学生	(県内) 8,000 (県外) 10,000				
		(県内) 30,000 (県外) 40,000	貸与			
立 山 町 奨 学 資 金	高校生 中等教育学校生（後期課程に限る） 特別支援学校生（高等部） 高等専門学校生（1学年～3学年）	10,000	給付	・町内に住所を有している世帯に属する者 ・身体強健かつ品行方正であって勤勉である者 ・経済的理由により修学困難である者 ・在学した学校長又は現に在学する学校長の推薦がある者 ・町税の滞納がない世帯に属する者	奨学生に選定後、学校を卒業するまで	教育委員会 教育課 教育政策係
	大学生 短大生 大学院生 高等専門学校生（4年生以上）	年額150万円以内		・町内に住所を有している世帯に属する者 ・大学等での高度な研究成果等の実績を有する者 ・身体強健かつ品行方正であって学業成績が優秀である者 ・生活保護受給世帯、若しくは生活保護受給世帯に準じる程度に困窮した世帯に属する者 ・在学した学校長又は現に在学する学校長の推薦がある者 ・町税の滞納がない世帯に属する者	選定年度のみ	
立山町大学生等 海外留学奨学金	大学生等	準備金として 50万円以内	給付	・海外の大学等に相当する教育機関の課程に1年以上在学して、その課程を履修する者(語学留学等は対象外) ・留学期間中も引き続き在学大学等に在籍する者 ・立山町に住所を有している世帯に属する者 ・留学先の言語で意思疎通できる者で、成績優秀、品行方正、健康な者 ・学費が不十分な者 ・町税の滞納がない世帯に属する者	1回のみ	〃
立山町奨学資金 融資等に係る利子 補給金及び保証金 補 給 金	高校生 高等専門学校生 専門学校生 大学生 短期大学生	融資に対して前年度支払った年間 利子額及び年間保証金額の合計、 又は10万円のいずれか低い額	給付	・学生又はその家族が立山町民であること ・規則に定める金融機関等から教育資金を借りている者 ・町税の滞納がない世帯に属する者	利子補給の期間は、学校の 正規の修学期間	〃
立山町教育ローン 等返済応援補助金	①高校（特別支援学校の高等部・高等専門学校の1～3年生などを含む） 県内の大学（短大を含む、大学院は除く） 県内の専門学校（修学年限2年以上） 県内の高等専門学校（4年生以上）	前年度返済額の7割又は16.8万円の いずれか低い額 （増額の場合 8割又は20万円）	給付	ステップ1 認定申請 認定申請を行う ・対象の取扱機関から教育ローン等の融資や奨学金を受けていること ・就学者及び保護者（就学者が未成年の場合）が町税を滞納していないこと ・立山町奨学金を受給していないこと	立山町米百俵基金に寄付した企業に就職した場合、補助金の上限が増額となる	〃
	②県外の大学（短大を含む、大学院は除く） 県外の専門学校（修学年限2年以上） 県外の高等専門学校（4年生以上）	前年度返済額の7割又は33.6万円の いずれか低い額 （増額の場合 8割又は40万円）		ステップ2 補助金申請 就職から1年経過後、補助金申請を行う ・学校を卒業後に就職し、1年以上立山町に住んでいること ・就学者が町税の納税者であること ・就学者が町税を滞納していないこと ・融資等の返済の滞納が無いこと		
入 善 町 奨 学 金	高校生	5,000	給付	・町内に居住する世帯の子女であること ・学費の支弁が困難であること ・身体強健かつ品行方正であって、学業成績が優秀であること ・在学した又は、現に在学する学校長の推薦があること		教育委員会 学校教育係
	高等専門学校生（1～3年生）					
入 善 町 育 英 奨 学 資 金	高等専門学校生（4～5年生）	50,000	貸与	・町内に居住をする者の子弟で学費の支弁が困難であること ・身体強健かつ品行方正であって学業成績が優秀であること ・在学した又は、現に在学する学校長の推薦があること	卒業後、入善町に住所を有するなど一定の条件を満たせば年間返還額の一部を申請により減免できる場合あり。	
	大学生					
朝日町加藤・森島 奨 学 資 金	高校生	8,000	給付	・保護者が町内に住所を有し、学費の支弁が困難な者 ・身体強健かつ品行方正であって学業成績が優秀な者 ・高等学校以上で、在学した又は、現に在学している学校長の推薦がある者		教育委員会 学校教育係
	大学生	15,000				

奨学金制度名	対象者	月額（円）	貸与・給付の別	貸与（給付）資格	その他	担当課
富山県奨学金	高校生 専修学校生（高等課程）	（国公立・自宅通学） 18,000	貸与	・保護者等が県内に住所を有すること。 ・修学意欲がありながら、経済的理由により、修学が困難であること。	他の貸与型奨学金との併用不可 （大学・短大のみ、特例で認める場合あり）	教育委員会 教育みらい室 県立高校課
		（国公立・自宅外通学） 23,000				
		（私立・自宅通学） 30,000				
		（私立・自宅外通学） 35,000				
	高等専門学校生	（1～3年生） 18,000		・保護者等が県内に住所を有すること。 ・修学意欲がありながら、経済的理由により、修学が困難であること。 ・学業成績が一定の基準以上であること。		
		（4,5年生・専攻科） 44,000				
	専修学校生（専門課程）	44,000				
	大学生・短大生	（自宅通学） 45,000				
		（自宅外通学） 51,000				
富山県大学生等 留 学 生 支 援 奨 学 資 金	大学院生	（修士・博士前期課程） 88,000	貸与	・県内の大学院に在学すること ・県内に住所を有すること ・独立行政法人日本学生支援機構大学院奨学金の受給資格を満たしており、貸与を希望したものの、受けることができなかったこと	他の貸与型奨学金との併用不可	学術振興課 高等教育振興係
		（博士後期課程） 122,000				
富山県大学生等 留 学 生 支 援 奨 学 資 金	大学生 大学院生 短期大学生 高等専門学校生（4・5年） 専修学校生（専門課程）	（学年の半期以上1学年未満） 50万円以内	貸与	・富山県内の大学等（大学、短期大学、大学院、高等専門学校4・5年、専修学校専門課程）に在籍していること。 ・大学等を卒業した日の属する年の1年1月後までに、富山県内に本社がある企業に就職する等し、勤務する意向を持っていること。 ・海外の大学（又は海外の大学に相当する教育施設）に、学年の半期以上の期間にわたり留学を行うこと。	卒業後、富山県内に本社がある企業へ就職するなど、一定の条件を満たせば貸与額の全部または一部の返還を減免できる場合あり。	学術振興課 高等教育振興係
		（1学年以上） 100万円以内				

図表 3 7 県等の主な留学生修学支援事業（令和7年度）

修学支援事業名	対象	支援内容
富 山 県 留 学 生 受 入 事 業	南米移住者子弟 中国遼寧省、ロシア沿海地方及びインド A P 州の派遣生	渡航費や学費、生活費など修学に要する経費の支給等
ア セ ア ン 留 学 生 等 受 入 事 業	県内企業へ就職予定のアセアン地域及びインドの留学生	渡航費や学費、生活費など修学に要する経費の支給等（大学院修士課程） （県と企業が1/2ずつ負担）
富 山 県 国 民 健 康 保 険 加 入 助 成 金	私費留学生及び日本語教育機関の学生	国民健康保険への加入を助成 （県 6,000円、富山市・高岡市 6,000円）
（公財）とやま国際センター事業	全留学生	生活情報の提供 県民との交流イベントの開催